

宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画（案） 議会意見に対する回答

番号	対象箇所	意見	計画案の修正の有無	回答（ホームページにて公表）
1	第1章及び、第3章 ・全体を通して	基本理念は示されているが、何を成し遂げるかという目的が示されていない。例えば、「DVの未然防止と被害者等支援体制の強化を図るため、本計画を策定する」といった計画の存在理由・必要性を説明する部分を記載することで、計画の意図がより明確になると考えます。	無	本計画では、DV防止、被害者等支援を推進していくための基本理念として「一人ひとりが尊重され、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまちしろう」と掲げ、各機関が基本目標に向けた施策目標や基本施策を進めることで、この基本理念の実現に取り組む計画としております。 このことから、DVの未然防止や被害者支援体制も重要な目的ではありますが、計画に示す各目標に向けて各施策を取り組むことが重要と考えており、改めて具体的な目的を示す必要はないと考えております。
2	・【P8～9_兵庫県におけるDV相談件数と〈宍粟市におけるDV相談の現状（推移）〉】	まず、このようなことが実際に起こっているという事実を知らせることが重要だと考えるため、この部分を計画書の前面に記載し、次にDVとは何かを丁寧に説明することで、行政と市民の認識共有に資すると考える。	無	まずは、計画の全体像を把握していただき、計画の背景やDVに関する正しい認識や対象範囲を明確にするため、序盤で定義について詳しく説明するような構成にしております。 なお、DV防止に関する市民啓発の際には、本市の現状を正しく理解していただけるよう、相談件数などの情報についても周知していきたいと考えています。
3	第2章～第3章 ・4 第3次DV防止計画（R3～R7年度）の取組と課題 【P21～23_基本目標（I）～（Ⅲ）】	基本施策24項目主な取組に対する検証がなされていません。検証の結果、どのようなものであったかを記載することが必要であると考えます。 検証により問題点を明確にして課題を抽出し、対策を練り上げたうえで、第4次DV防止等計画を作成することが望ましいと考えます。	有	基本施策24項目の評価・検証については、「宍粟市DV対策等庁内調整会議」において、評価・検証を行い課題として整理しております。 検証の結果、課題として、これまでは庁内の関係部署が中心となってDV防止の啓発を行ってききましたが、次期計画ではさらなる普及啓発のためには自治会や民間団体との連携を強化していく必要があると整理しており、この点については計画の課題にも記載しています。 ご意見を参考に、課題がより分かりやすくなるよう、計画の一部については別紙のとおり修正します（P21）。 また、市民アンケートの結果では、DVを受けた人は家族や友人等の身近な人に相談すると回答された割合が高かったことから、第三者がDV相談を受けた際に、適切に支援窓口へつなぐことができるよう、第三者に向けた啓発も必要であると考えており、この課題についても計画に盛り込んでいます（P22）。
4	第3章	第3次DV防止計画では3項目であった基本目標が、第4次DV防止等計画では5項目になった理由を説明することが望ましいと考えます。	有	DV防止法及び女性支援法では、都道府県計画を勘案して市町村計画を定めることとされています。 兵庫県の計画においては、「啓発」「相談体制」「安全確保」「自立支援」「推進体制」の5項目が基本目標として整理されています。 本市においても、兵庫県の計画をふまえるとともに、各取組を明確化する観点から、これら5つを基本的な柱として計画を推進することとしました。 よって、ご意見のとおり、5項目となった理由が分かりやすくなるよう、計画の一部については別紙のとおり修正します（P24）。
5	第4章 ・P26の「具体的な取組内容」 市公式サイトや広報紙、しろうチャンネルなどあらゆる媒体を活用して啓発を充実させ、市民一人ひとりがDV等暴力防止に向けての意識を正しく認識できるように継続して啓発活動を実施します。	「継続して啓発活動を実施する」内容を具体的に示す必要があると考えます。 EX)市公式サイトのトップ画面に「DVとは」を〇〇月中掲載する/広報紙に年間〇回掲載する	無	本計画では、個々の事業の実施回数などを定めるものではなく、施策全体の方向性を示すことを目的として策定しています。 ただ、ご意見のとおり、さまざまな啓発活動を通じて、「DV等について相談できる窓口の認知度」等に関する目標値の達成に向けた取組を強化していく必要があると考えます。

宍粟市DV防止・被害者等支援基本計画（案） 議会意見に対する回答

6	<p>(P28) ・基本目標Ⅱ「相談体制の充実」、基本施策⑤「相談窓口の周知」相談窓口の広報や啓発活動</p>	<p>その相談の入口は電話や、窓口の対応となるのか。 今までアンケート結果で「どこのだれにも相談しなかった」という割合が45%となっており、相談しなかった理由が25.9%（前回より11.6増加している）。 今までのやり方では、同様のことが結果となってしまふ恐れがあるため、その周知も方法も検討し直す必要がある。例えば、幅広い世代に利用されているLINE等やSNSを利用しての発信。また相談受付も、ハードルを下げるためにLINEなどのデジタル活用も検討が必要であると考えます。</p> <p>背景資料： ・14ページの「DVを受けた際の相談先」 ・15ページ「DVを相談しなかった理由」 ・28ページ「市における普及啓発の推進」</p>	無	<p>現在の相談の入り口は、電話、メール、窓口において受け付けています。 ご意見のとおり誰にも相談しなかった方の割合が高い状況であり、市としても相談につながりやすい環境づくりが重要と考えております。 また、相談への壁を低くし、自発的な相談につなげていく取組も必要と考えておりますので、今回のご意見も加味して、さまざまな媒体を活用することにより、相談窓口の周知を検討したいと考えます。 なお、市民アンケートの結果では、DVを受けたことがある人は身近な第三者に相談する割合が高いことが示されています。そのため、計画の「基本施策 ⑤相談窓口の周知」のとおり（P28）、これまでの被害者本人に向けた相談窓口等の周知に加えて、第三者に向けたDV防止の啓発や相談窓口の周知を行うことで、第三者がDV等を把握した際に、適切に相談や支援の窓口につながられるように努めていきたいと考えます。 あわせて、市の相談窓口だけでなく、24時間の電話相談である「DV相談+（プラス）」や「ひょうご女性サポートSNSこころちゃっと」等の周知にも努めます。</p>
7	<p>(P28) ・基本目標Ⅱ「相談体制の充実」、基本施策⑥「相談員の資質向上と支援機能の充実」の「配偶者暴力相談支援センター」について</p>	<p>「検討します」とあるが、具体的にどの程度の検討を行うのか。 DV被害は生命に関わる緊急性を伴うものであり、そのセンター設置を5年間検討し続けるでは、被害者からしても不安しかない。 現状と、体制を鑑みながら設置を行う方向で検討し、その設置のための具体的な工程を策定するとはどうか。</p> <p>背景資料 ・6ページ「計画の期間」 ・7ページ「国の動き」 ・28ページ「具体的な取組内容⑥」</p>	無	<p>国が定める配偶者暴力相談支援センターは、施設の名称ではなく、その機能をさす名称であるとされており、市町村に求められる役割は、都道府県が担う一時保護などの24時間体制による支援ではなく、身近な相談窓口としての機能を果たすことにあります。 本市では、女性相談支援員を配置し、身近な相談窓口としてワンストップで継続的な支援を行っており、国が定義する機能を備えています。 できるだけ速やかな立上げを目標としておりますが、「配偶者暴力相談支援センター」の看板設置ができるよう組織体制や環境整備について議論していきたいと考えています。</p>
8	<p>(P34) ・「具体的な取組内容」 庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催し、当事者の保護及び支援の検討や、ケースに応じた自立支援策の効果的な推進に必要な連絡調整を行うとともに、DV防止等計画の進捗状況や検証を行いながら庁内の支援体制を確立します。</p>	<p>「庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催」を具体的に示す必要があると考えます。 EX)年間〇回、庁内関係部署による宍粟市DV対策等庁内調整会議を開催する</p>	無	<p>本計画は個々の事業の実施回数などを定めるものではなく、施策全体の方向性を示すことを目的として策定しています。 なお、当該会議については、年度ごとに各基本施策における取組の検証及び課題の整理、また、法改正等が生じた際の情報共有など、必要に応じて開催していきたいと考えています。</p>
9	<p>第5章 (P36) ・2 計画の進行管理 PDCAサイクルによりこの計画に定める施策の点検・評価・改善を行います。</p>	<p>PDCAサイクルを、年1回、基本施策ごとに行うことを明記し、計画の進捗状況を確認しながら実効性を高めることが望ましいと考えます。</p>	無	<p>P36に「2 計画の進行管理」として、記載しておりますが、年度ごとに各基本施策における関係課の検証を行い、取組状況や課題を整理しています。今後も、検証を継続的に行いながら、施策の実効性を高めていきたいと考えます。</p>